

がん等に対する外科的療法、化学療法、放射線療法などの医学的介入により造精機能の低下が起こりうる男性患者に対して、妊孕性温存を目的とした精子の凍結保存が行われている。受療者本人の意思に基づき、治療開始前に精子を凍結し保存することは、これを実施可能とする。

なお、精子の凍結保存の実施にあたっては以下の点に留意して行うこととする。

1. 精子の凍結保存を希望する者が成人の場合には、本人の同意に基づいて実施する。
精子の凍結保存を希望する者が未成年者の場合には、本人および親権者の同意を得て、精子の凍結保存を実施することができ、成人に達した時点で、本人の凍結保存継続の意思を確認する。
2. 精子の凍結保存の方法ならびに成績、凍結保存精子の保存期間と廃棄、凍結した精子を用いた生殖補助医療に関して予想される成績と副作用などについて、文書を用いて説明し、了解を得た上で同意を取得し、同意文書を保管する。
3. 罹患疾患の治療と造精機能の低下との関連、罹患疾患の治癒率についても文書を用いて説明する。
4. 凍結保存精子を使用する場合には、その時点で本人の生存および意思を確認する。
5. 凍結精子の保存期間の上限は由来する本人が生存している期間とする。また、定期的に凍結継続の意思確認と本人生存の確認をとることを奨励する。
6. 凍結保存精子が天災など予期せぬ事情により使用不可能になった場合、免責されることを明文するよう奨励する。
7. 精子の凍結保存の費用に関しては有償であることを奨励する。
8. 凍結保存精子の売買や譲渡は認めない。

参考資料：

公益社団法人日本産科婦人科学会 「精子の凍結保存に関する見解」

http://www.jsog.or.jp/modules/statement/index.php?content_id=26

(参照 2021年4月27日)

一般社団法人日本生殖医学会 「精子の凍結保存について」

http://www.jsrm.or.jp/guideline-statem/guideline_2006_02.html

(参照 2021年4月27日)